「多気町木質バイオマス地域集材」の作業手順表　　（令和7年4月）

手　順		提出書類	内　　容	書類提出先
登録時	①	・登録申請書	◎様式に記入の上、役場環境生活課又は美化センターへ提出してください。 （後日、登録番号通知を送付します。）	環境生活課 又は 美化センター
	②	・自主行動規範	◎バイオマス発電燃料として当該単価で買い取ってもらうために必要です。 ◎様式に記入の上、役場環境課生活課又は美化センターへ提出してください。	環境生活課 又は 美化センター
伐採予定日の３０日～９０日前	③	「事前相談」 ・伐採及び伐採後の造林の届出書（伐採届）	◎地域森林計画の対象森林（対象森林かの確認は多気町のホームページ参照）の木を伐採する場合は伐採届が必要です。（ただし、果樹園、庭木、竹等の場合も不要です。） ◎伐採届は、３０日～９０日前までに町へ提出していただかなければならないため、伐採予定日の３０日前までに、必ず、農林課へ伐採届を提出してください。	農林課
伐採・搬入時	④	・発電用チップに係る一般木質バイオマス証明 ・伐採届又は適合通知書のコピー	◎バイオマス証明は、「伐採届が必要な立木用」と「剪定枝・竹・伐採届が不要な立木用」の2種類がありますのでご注意ください。 ◎バイオマス証明は、伐採した木・竹を、美化センターで計量する際に、美化センターの窓口へ提出してください。 ◎上記③に該当する山林の木を搬入する時は、伐採届の写し又は伐採届提出後に送付される適合通知書(適合通知書の交付には別途申請が必要）の写しをバイオマス証明に添付してください。	美化センター
伐採・搬入後（提出期限はガイドライン参照）	⑤	・補助金交付申請書 ・補 助 金請 求 書 ・領収書「計量票」	◎「様式第１号　多気町木質バイオマス地域集材事業補助金交付申請書」と「様式第３号　多気町木質バイオマス地域集材事業補助金請求書」に必要事項を記入して提出してください。 ◎申請の根拠となる美化センター発行の「計量票」を必ず添付してください。 ◎杉・ヒノキ・松等の針葉樹の場合は、伐採後の写真を添付してください。	環境生活課 又は 美化センター